

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定通所介護サービス等を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたい事を次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 泰政会
- (2) 法人所在地 神奈川県相模原市中央区中央5丁目3番18号
- (3) 電話番号 042-751-7732 (代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 由美子
- (5) 設立年月日 平成9年12月8日

2. 利用施設

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム レガメ町田
- (2) 事業所所在地 東京都町田市南大谷1丁目41番1号
- (3) 電話番号 042-728-1117 (代表)
- (4) 施設長 松本 勇作

3. 事業所

- (1) 事業所名 デイサービス レガメ町田 (特別養護老人ホーム レガメ町田に併設)
- (2) 事業所所在地 東京都町田市南大谷1丁目41番1号
- (3) 事業所指定番号 東京都 1373205978 号
- (4) 電話番号 042-728-0777 (直通)
- (5) FAX番号 042-728-0008
- (6) 管理者 松本 勇作

4. 事業所職員体制等

職種	従事するサービスの内容等	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う	1名		1名
生活相談員	利用者及びその家族との面接、生活相談、利用者の申し込みの調整、利用者の介護計画の作成、介護指導等や事業所にかかわる活動の計画、実施などの管理に努める	1名 以上	1名 以上	2名 以上
看護職員	利用者の健康状態を把握し、健康指導や主治医との連絡調整、家族への看護指導を行い、その旨を他の	0名以上	2名以上	2名以上

	従業者に指示し、安全で快適な通所介護の提供を行う。 その他、活動プログラムへの協力を行う。			
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための指導・訓練・補助を行う。		1名	1名
介護職員	利用者に対する食事や排泄の介助、入浴の準備・片付け、送迎時の運転や付添い、その他、活動プログラムへの協力を行う。	1名以上	4名以上	5名以上

5. 事業実施地域、営業日、営業時間及びサービス提供時間、及び利用定員

(1) 通常の事業の実施地域

町田市南大谷、高ヶ坂、成瀬、西成瀬、南成瀬、成瀬が丘、中町、旭町、森野、原町田、本町田（山崎団地及び木曾団地を除く）、木曾東（1丁目に限る）、玉川学園、東玉川学園、金森（1丁目、2丁目及び4丁目に限る）とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日
定休日	日曜日、年末年始
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9時45分～16時

(3) 利用定員

通所介護 25人

6. 事業の目的及び運営方針

- (1) 当該事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 当該事業所は、事業を運営するにあたっては常に地域福祉の向上を配慮し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 当該事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
- (4) 利用者の人格と人権を第一に考え、常に感謝の心をもちご利用者にサービスを提供します。
- (5) 利用者と職員、またご利用者同士の人間的な心のふれあいを大切にし、生活全体を活性化して心身共に健全な生活がおくれるようなサービスを提供します。
- (6) 利用者の家族や介護者との連携を密にし、快適な在宅生活が送れるよう、介護の知識や技術を提供します。

(7) 地域に愛され、信頼され、選ばれる施設とします。

7. 介護保険給付サービス

当事業所ではご利用者に対して次のサービスを提供します。

種類	サービスの内容
通所介護 サービス 計画等立案	<ul style="list-style-type: none">・利用者は、担当の管理者に対しいつでも、利用者の通所介護サービス計画等の変更を申し出ることができます。・利用者の日常生活状況を踏まえ、ご希望（個々の目標やニーズ）をできる限り、通所介護サービス計画等に反映するように努めます。
排泄	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none">・利用者の健康状態を把握の上、ゆとりある入浴サービスを提供します・立位のとれない方には、機械浴を用いての入浴サービスを行うことができます。
食事	<ul style="list-style-type: none">・栄養士（委託事業者）の立てる献立表により栄養並びに、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 <p>（食事時間） 12:00～13:00</p>
生活相談	<ul style="list-style-type: none">・個人のプライバシーを尊重しつつ、家庭生活環境等の把握に努め、利用者が快適な在宅生活が送れるよう、身体的・精神心理的・社会的な生活相談に応じ、生活の広がりや社会関係が構築されるように援助します。・当施設は、利用者及びそのご家庭からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
個別機能訓練	<ul style="list-style-type: none">・機能訓練指導員を責任者として、生活相談員・看護師・介護職員が共同にて、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持又は向上を図るよう努めます。・利用者の生活全体を「生活リズム」の視点からとらえ、各種の活動プログラムを用意して日々の生活にリズムができるような「生活リハビリ」を行い、心身の活性化を高めるように努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・緊急等必要な場合には、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。・利用者の健康状態の観察をきめ細かにを行い、的確な健康状態の把握に努めます。
教養娯楽等	<ul style="list-style-type: none">・当施設では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、通所介護施設での生活が豊かであるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎	<ul style="list-style-type: none">・運転手・介護職員が安全運転に心掛けた送迎サービスを提供します。

・利用者の状況に適応した車両にて、送迎をいたします。

8. 利用料金及びキャンセル料金、料金の変更

本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額（別紙料金表）とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

(1) 食事代（おやつ含む） 料金1回 750円

(2) 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住お住まいと当事業所との間の送迎費として下記の料金を頂きます。

料金：施設より2kmを超えて1kmごとに20円

(3) レクリエーション活動費

ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料費等の実費を頂きます。（内容毎にご連絡します。）

(4) 日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ代：紙おむつ	1枚	150円
はくパンツ	1枚	150円
尿パッド	1枚	50円
マスク	1枚	10円

(5) サービスの料金変更が生じた場合は、書面にてお渡しのうえ、ご説明をいたします。

（例）介護保険料金の改定、加算の変更等

9. 利用料金のお支払い方法

8項の別紙料金表、及び8項（3）を除く利用料は、1ヶ月ごとに計算し翌月に請求しますので、次のいずれかの方法においてお支払いを頂きますようお願い致します。

A. 金融機関口座からの自動引き落とし（翌月26日、26日が土日祝日の場合、翌営業日に引き落とし）

*自動引き落としにかかる手数料はご負担をお願いいたします

B. 指定口座への振り込み

きらぼし銀行 町田支店 1862068

社会福祉法人 泰政会 デイサービス レガメ町田 本部長 山崎 淳

*自動引き落としにかかる手数料はご負担をお願いいたします

C. 現金によるお支払い 毎月15日前後に請求書をお渡ししますので、お渡し後15日以内にお支払をお願い致します。

10. 利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前に、利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止または変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施の前日までに事業者へ申し出てください。

- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日のキャンセル（やむを得ない場合を除く）利用者負担金の50%を頂きます

1 1. 主治医、緊急連絡先

サービス提供中に事故、体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、ご家族、主治の医師、町田市介護保険課等へ連絡をいたします。

主治医	
かかりつけ医	
緊急連絡先①	
緊急連絡先②	

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご家族に早急に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

また、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。このため、次の賠償責任保険に加入しています。

- ・保険の種類 損害保険
- ・保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社

1 3. 非常災害対策

事業所は、非常災害、風水害及び地震などに対処するため、消防計画等を作成し、従業員、利用者参加による避難・防災訓練を年2回行います。

一般避難所において、災害時 要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施するように努めます。

① 他の福祉避難所等への誘導

- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

1.4. 秘密保持

従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業員が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

1.5. 相談窓口、苦情処理の対応

- (1) 相談・苦情の受け付けは、原則として事業所の管理者が対応します。
- (2) 寄せられた相談・苦情に対し、管理者は速やかに相手先に連絡をとり、必要があれば利用者宅を訪問し、その内容の確認や状況の把握に努めます。
- (3) 事業所内で管理者を中心に会議を開き、問題点の整理を行い、今後の改善策を検討します。
- (4) 改善策について、管理者が利用者に対し事情説明を行います。
- (5) 管理者は改善策を実施するとともに、従業員への指導を徹底させ再発防止に努めます。
- (6) 市町村及び国民健康保険団体連合会に対し報告を行い、助言を受けます。
- (7) 相談・苦情を受け付けた場合は、その内容と処理経過を記録します。

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口	電話番号	042-728-0777 (直通)
		042-728-1117 (特養レガメ町田)
	FAX番号	042-728-0008
	対応時間	月～土曜日 8:30～17:30
	担当者	半谷、林原

- ・市町村等の次の機関において苦情申出等ができます。

町田市いきいき生活部 介護保険課 給付係	所在地	町田市森野2-2-22
	電話番号	042-724-4366
	FAX番号	050-3101-6664
東京都国民健康	所在地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

保険団体連合会 (国 保 連)	電話番号 03-6238-0177
	FAX番号 03-6238-0022
<当法人> 社会福祉法人 泰政会 レガメ町田	所在地 町田市南大谷1丁目41番1号
	電話番号 042-728-1117 (代) FAX番号 042-728-0008
	施設長 松本 勇作

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明いたしました。

事業所 名称 デイサービス レガメ町田

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり重要事項説明書の交付および説明を受け、上記の内容に同意します

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 私は、上記利用者が重要事項説明書の内容を理解し、同意する意思があることを確認し、身体の障がい、または高齢により筆記困難な利用者に代わって上記署名を行いました。

立会人 私は重要事項説明の場に立会い、上記利用者が重要事項説明書の内容を理解し、同意したことを確認しました。

代理人 私は、上記利用者の「成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人」として、利用者に代わって、重要事項の説明を受け、上記の内容に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____